

## 意見募集要領

自然公園法の一部を改正する法律（令和3年法律第29号）が、第204回通常国会において成立し、令和3年5月6日に公布されました。この改正法の施行に向け、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）の一部を改正することを検討しています。

本案について、国民の皆様から広く御意見をお聴きするため、令和3年7月30日（金）から同年8月29日（日）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

### 1. 背景

第204回通常国会において成立した自然公園法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において、利用に関する規制対象行為に、野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で政令で定めるものであって、国立公園及び国定公園（以下「国立公園等」という。）の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加したところであり、改正法の施行に向け、所要の規定の整備を行うとともに、そのほか、自然公園制度を取り巻く状況の変化等を踏まえ、自然公園法施行令に委任されている事項に関し、所要の改正を行うこととしています。

本案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和3年7月30日（金）から令和3年8月29日（日）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

### 2. 意見募集対象

「自然公園法施行令の一部を改正する政令案」の概要

### 3. 意見募集期間

令和3年7月30日（金）から令和3年8月29日（日）まで  
（※郵送の場合は締切日必着）

### 4. 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

#### ①電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」から提出してください。

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

②郵送する場合

次の様式により提出してください。

〈意見提出様式〉

宛先：環境省自然環境局国立公園課

件名：自然公園法施行令の一部を改正する政令案に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業名・団体名／部署名／担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

- 1 該当箇所（意見対象箇所を明記してください。）
- 2 意見内容
- 3 意見の理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※1枚の紙に複数の意見を記入する際は、上記の1～3を繰り返し記入してください。

〈注意事項〉

- ・意見は日本語で提出してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙にて提出してください。  
また、封筒の表面に「自然公園法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」と記載してください。
- ・電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

〈宛先〉

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省自然環境局国立公園課 宛て

5. 資料の閲覧又は入手の方法

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <https://www.e-gov.go.jp/>

(2) 環境省自然環境局国立公園課の窓口での閲覧

東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎5号館26階（公園側）

(3) 郵送の場合

郵送による送付を希望される方は、120 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A 4 版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、『『自然公園法施行令の一部を改正する政令案』に対する意見募集関係資料希望』と封筒表面に明記し、上記 4.②の郵送する場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

## 6. 注意事項

- ・御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますことがあります。
- ・皆様から頂いた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合又は法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

## 7. 問合せ先

環境省自然環境局国立公園課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL : 03-5521-8278